

令和8年7月23日

令和8年度第4回美浦村定例教育委員会議案

美浦村教育委員会

日 時 令和 8 年 7 月 2 3 日 (木)
午前 9 時 3 0 分
場 所 美浦村役場 3 階 大会議室

日 程

1 開会

2 付議事項

議案第 1 号 美浦村立学校の教材費等徴収規則の一部を改正する規則

議案第 2 号 令和 9 年度使用教科用図書の採択について

3 報告事項

報告第 1 号 令和 8 年度就学援助費支給申請者及び認定者の報告について

4 その他

5 閉会

議案第 1 号

美浦村立学校の教材費等徴収規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 7 月 2 3 日提出

美浦村教育委員会教育長 小 松 正 樹

美浦村立学校の教材費等徴収規則の一部を改正する規則

美浦村立学校の教材費等徴収規則（令和 7 年美浦村教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「3 教材費等に未納が生じた場合は、支給された児童手当から、未納分の教材費等を徴収するものとする。」を「3 教材費等に未納が生じた場合は、原則として、支給された児童手当から、未納分の教材費等を村が徴収することを承諾します。」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 1 号 美浦村立学校の教材費等徴収規則新旧対照表

現行	改正後（案）
別記様式（第 3 条関係） （略） 【承諾事項】 1 ～ 2 （略） 3 教材費等に未納が生じた場合は、<u>支給され</u> <u>た児童手当から、未納分の教材費等を徴収するものとす</u> <u>る。</u>	別記様式（第 3 条関係） （略） 【承諾事項】 1 ～ 2 （略） 3 教材費等に未納が生じた場合は、<u>原則として、支給され</u> <u>た児童手当から、未納分の教材費等を村が徴収することを</u> <u>承諾します。</u>

議案第 2 号

令和 9 年度使用教科用図書の採択について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 7 月 2 3 日提出

美浦村教育委員会教育長 小 松 正 樹

非公開案件

報告第 1 号

令和 8 年度就学援助費支給申請者及び認定者の報告について

上記について別紙のとおり報告する。

令和 8 年 7 月 2 3 日提出

美浦村教育委員会教育長 小 松 正 樹

非公開案件
